

☆ファミリー・サポート・センターについて☆

熊野市ファミリー・サポート・センターは、「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いができる人（提供会員）」を組織化し、会員同士で育児の相互援助活動を行っています。



☆会員の条件☆

（依頼会員）熊野市内在住でおおむね4ヵ月（首が座ってから）から小学校6年生までの子どもの保護者。

（提供会員）熊野市内在住で20歳以上の方で、当センターが実施する講習会を受講された方。性別・資格は問いません。

※依頼会員と提供会員を兼ねることもできます。

☆援助できる内容☆

- ・ 保育所、学校、学童や習い事への送迎と前後の預かり
- ・ 他の子どもの保育所、幼稚園、学校行事の時の預かり
- ・ 病院、冠婚葬祭、買物等外出時の預かり
- ・ 保育者の就労の際の預かり
- ・ 保育者の趣味や息抜きの際の預かり
- ・ 軽い病児・病後児および緊急時の預かり
- ・ 宿泊預かり

など

4. 研修会合傷害保険(マッチング時の補償保険)

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により300万円 ～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院 (一日)	3000円	事故日より180日以内を限度
手術	3000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術1回
通院 (一日)	2000円	事故日より180日以内で90日分を限度

※活動中に事故が発生した場合は速やかにセンターに連絡して下さい。

※自動車保険は保険の内容に含まれません。子どもと提供会員（サポーター）のけがに対する「傷害保険」は適用されますが、事故の相手のけがや車などへの補償は適用されませんので、ご自身の保険の確認をお願いします。

☆病児・病後児保育について☆

お預かりできる病児・病後児は比較的症状の軽い病児・病後児です。また、預かりの前提として、病院で受診し病名が明らかであり、伝染性のない病気であることが条件となります。

なお、けがをした子どもの預かりは病児・病後児ではなく、通常の預かりとなります。

ただし、その時の状況によって、ご希望に添えない場合もあります。ご了承ください。



持ち物表

着替え一式	パンツ、おむつ、肌着、Tシャツ、ズボン、靴下、よだれかけ等
おしりふき	普段使っている物
汚れ物入れ	ビニール袋2、3枚（紙おむつは持ち帰って下さい。）
タオル	手拭き用、汗拭き用2、3枚
昼食・おやつ	ミルク、哺乳瓶、お茶、エプロン、おしぼり、離乳食、お弁当おやつ、スプーン、フォーク、箸等
その他	お気に入りのおもちゃ、お気に入りの持ち物(お昼寝用のタオル等)

☆持ち物は季節や利用される時間帯、子どもの月齢、年齢により調整の上お持ち下さい。

熊野市ファミリー・サポート・センター

ご利用の手引き

～提供会員用～



【熊野市ファミリー・サポート・センター】

開所時間 9:00～18:00（土、日、祝日・お盆・年末年始を除く）

〒519-4326

熊野市久生屋町163-2

(NPO法人 子どもステーションくまの内)

Tel 0597-89-5633

携帯 080-1565-6696

電話受付時間 9:00～19:00（緊急時は時間外も転送電話にて受付）

☆利用料金☆

	【利用時間帯】	【利用料金】
◎基本預かり		
早 朝	6時～7時	1時間あたり900円
通常時間	7時～19時	1時間あたり800円
夜 間	19時～22時	1時間あたり900円
◎緊急サポート		
※緊急時	7時～19時	1時間あたり1000円
軽い病児・病後児	上記以外の時間帯	1時間あたり1200円
宿 泊	22時～3時間以上	1回あたり5000円

※緊急時とは・・・年末年始(12/29～1/3)の預かり

電話受付時間9:00～19:00以外の依頼、当日の依頼

※早朝～通常・通常～夜間にまたいでサポートする際は早朝・夜間料金で計算させていただきます。

≪例≫お預かり時間 6時30分～8時30分の場合

900円(6時30分～7時30分)+800円(7時30分～8時30分)
=1700円

≪例≫お預かり時間 17時30分～19時30分の場合

800円(17時30分～18時30分)+900円(18時30分～19時30分)
=1700円

熊野市内にお住まいの方については以下のような補助制度が適用され、後日熊野市から交付されます。

- ① 未就学児は1時間につき通常料金(基本預かり料金)の半額が補助されます。
- ② ひとり親家庭は1時間につき通常料金(基本預かり料金)の4分の3が補助されます(小学生以下)。

≪例≫ 通院で9時～12時まで預けた場合⇒800円×3時間=2400円

- ① 該当会員⇒400円×3時間=1200円補助
- ② 該当会員⇒600円×3時間=1800円補助

☆利用について☆

1. 対象は生後4ヵ月頃(首が座る頃)から小学6年生までの子どもです。
2. 預かり場所については、提供会員(サポーター)宅が基本ですが、場合によっては当センター内での預かりも可能です。
3. 電話受付時間は9:00～19:00です。(緊急の場合は左記時間以外でも転送電話にて受け付けます。その場合は緊急扱いとなります。)
4. 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
5. 時間を延長した時は、30分以下は1時間あたりの金額の半額とし、30分を超1時間までは1時間あたりの金額とします。
6. 兄弟姉妹等同一世帯の複数の子どものみを1人の提供会員(サポーター)に預ける場合は、2人目から半額とします。
7. 送迎について
 - ・提供会員(サポーター)が家を出て依頼の送迎を終え、家に帰るまでの時間の計算になります。なお、送迎にかかる交通費はトータルの走行距離が20km以上の場合、実費徴収します。
8. 食事は、基本的には依頼会員が用意していただきますが、提供会員宅(サポーター宅)で出されたものを食べる場合、一食300円となります。
9. キャンセル料金について
 - 前日21:00までにご連絡頂いたキャンセル・・・無料
 - 前日21:00から当日のキャンセル・・・1時間分
 - (1時間以内の送迎・預かりの場合は半額)
 - 無断キャンセル・・・全額分
10. その他
 - ① ご依頼については会員相互の都合が合致した場合であり、その時の状況によってご希望に添えない場合もあります。
 - ② 預かりの際の子どもの食事、おむつ、タオル等援助活動に要する物については、原則として依頼会員が用意して下さい。(P7持ち物表を参照)ただし、これらについて、提供会員(サポーター)が負担した場合は、依頼会員が提供会員(サポーター)に当該経費をお支払いいただきます。

☆補償保険制度について☆

熊野市ファミリー・サポート・センターでは活動中の事故に備え、以下の4つの補償保険に加入しています。会員の保険料負担はありません。

1. 提供会員傷害保険

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により500万円～20万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(一日)	3000円	事故日より180日以内を限度
手術	3000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術1回
通院(一日)	2000円	事故日より180日以内で90日分を限度

2. 賠償責任保険

事由	補償額(限度額)
対人・対物(1名1事故)	2億円
初期対応費用(1事故)	500万円
訴訟対応費用(1事故)	1000万円
現金・預かり品(1事故)	10万円

3. 依頼子供傷害保険

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により300万円～12万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(一日)	3000円	事故日より180日以内を限度
手術	3000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術1回
通院(一日)	2000円	事故日より180日以内で90日分を限度

☆会員の心得☆

1. 本会の活動の趣旨と決まりを守り、お互いのプライバシーを尊重し、活動で知り得た他会員の情報を他へ漏らさないようにしましょう。
2. 約束した時間は必ず守りましょう。(開始時間、終了時間)
3. 約束した時間の変更や依頼内容の変更については必ずセンターへ連絡しましょう。
4. センターへの連絡なしに会員同士で交渉し、援助活動を行わないようにしましょう。万が一事故が生じても補償保険の対象となりません。
5. 活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡して下さい。
6. 活動中は会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は提示して下さい。
7. 活動報告書は月末締めで翌月5日までにセンターへ提出して下さい。

☆依頼の際の利用の流れ☆

1. まず依頼会員の登録をします。
2. 依頼会員と提供会員(サポーター)の数名と面接・打ち合わせを行い登録を完了します。(マッチング)
3. 依頼会員が依頼したい事ができたときにセンターへ電話をします。
4. センターは適切な提供会員(サポーター)を紹介します。
5. 依頼成立
6. 依頼会員は提供会員(サポーター)へ直接報酬の支払いをします。
7. 提供会員(サポーター)は必要な書類をセンターへ提出します。
8. 依頼会員は提供会員(サポーター)から受領した領収書とセンターが発行する利用実績証明書を熊野市へ提出し補助金を受け取ります。(補助制度該当会員のみ)